

- 赤字企業を含めた**中小企業の前向きな投資を後押し**するため、**賃上げを行う企業を対象に、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置の適用期限を2年間延長**するとともに、**賃上げ率に応じて、軽減率を引き上げる**。
- 具体的には、**賃上げ率を1.5%以上引き上げる方針を表明した場合は、3年間、課税標準を1/2に軽減**する。**賃上げ率を3%以上引き上げる方針を表明した場合は、5年間、課税標準を1/4に軽減**する。

改正概要

【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

<全体のスキーム>



特例措置の対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業		
計画認定要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること		
対象設備等	設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件
	①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)
	②測定工具及び検査工具	30万円以上	
	③器具備品	30万円以上	
	④建物附属設備	60万円以上	
特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%） ・先端設備等導入計画中に1.5%以上の賃上げ表明※に関する記載あり → 3年間、課税標準を1／2に軽減 ・先端設備等導入計画中に3%以上の賃上げ表明※に関する記載あり → 5年間、課税標準を1／4に軽減 ※雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明するもの。		
	適用期限	2年間（令和9年3月31日（2026年度末）までに取得したもの）	